

基準文書 林産物の CoC 認証 - 要求事項	2005年6月17日 (2007年、2008年 採択の修正済み)	付属文書 4
-------------------------------	--	--------

## 林産物の CoC 認証 - 要求事項

### 目次

#### 目次

前書き	3
序文	3
セクション 1 : 一般的事項	3
1.1 適用範囲	3
1.2 引用規格	4
1.3 定義	5
セクション 2 : CoC の工程に関する要求事項 - 物理的分離方式	8
2.1 物理的分離に関する一般要求事項	8
2.2 由来の確認	8
2.2.1 供給の段階における確認	8
2.2.2 供給者の段階における確認	8
2.3 認証原材料の分離	9
2.4 認証製品の販売	9
セクション 3 : CoC の工程に関する要求事項 - パーセンテージ方式	10
3.1 パーセンテージ方式のための一般要求事項	10
3.1.1 パーセンテージ方式の適用	10
3.1.2 生産バッチの定義	10
3.2 由来の確認	11
3.2.1 供給の段階における確認	11
3.2.2 供給者の段階における確認	11
3.3 認証パーセンテージの計算	12
3.4 計算されたパーセンテージの生産量への振替	13
3.4.1 平均パーセンテージ方式	13
3.4.2 ボリュームクレジット方式	13
3.5 製品の販売	14

3.6	問題のある由来	15
<b>セクション4：マネジメントシステムに関する最低限の要求事項</b>		<b>15</b>
4.1	一般要求事項	15
4.2	責任及び権限	16
4.2.1	経営層の責任	16
4.2.2	CoC に関する責任及び権限	16
4.3	文書化された手順	16
4.4	記録の保持	17
4.5	資源の管理	17
4.5.1	人的資源・人員	17
4.5.2	専門施設	17
4.6	監査と管理	17
付属書1：	PEFC のラベル及び宣言を目的とした 由来の PEFC 評議会仕様	19
付属書2：	ISO 9001：2000 の枠組内での CoC の実施	21
付属書3：	ISO 14001：1996 枠組内での CoC の実施	22
付属書4：	マルチサイト (多数拠点)組織による CoC 基準の実施	23
付属書5：	認証パーセンテージの算出	26
付属書6：	リサイクル原材料を含む PEFC のラベル及び宣言を 目的とした由来の PEFC 評議会仕様	33
付属書7：	問題のある由来を含む原材料の調達を回避するための 要求事項の実施	37
付属書8：	PEFC ラベル及び宣言を目的にした非木製林産物 の由来に関する PEFC 評議会仕様	43

(本文書は PEFC アジアプロモーションズおよび日本ガス機器検査協会によって翻訳されたものです。ただし、PEFC 森林プログラムに関わる一切の文書は英語文書を持って正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。又、PEFC アジアプロモーションズの承諾なく、これを訂正、修正、転用することはお断りします。本翻訳文に関するご質問やご提案は、PEFC アジアプロモーションズまでご連絡下さい。)

## 前書き

この規格の本文は、PEFC 評議会の「CoC 及びラベル表示に関する作業部会」によって、公開協議を含む開放的かつ透明性の高い手順に従って策定され、PEFC 総会によって2004年10月29日に正式に採択され、2005年6月17日および2006年10月27日に改正された。

この規格は、林産物に含まれる原材料の由来に関する宣言やラベルの使用を目的にして策定されたCoCの規則をそのシステムの中に設けるすべての森林認証規格制度又はラベル表示制度が、これを認め、利用することができる。

## 序文

CoC の目的は、林産物に含まれる原材料とその原材料の由来との間に情報のリンクを構築することにある。

環境の上で健全なビジネス慣習の証を求める消費者の数はますます増加しており、森林を基礎とする種々の産業に対し、そこで利用される木材が持続可能に管理された源に由来することの保証や証明が求められている。それゆえ、ビジネス界は、顧客に対して原材料の由来に関する情報を提供するための信頼、信用するに足る手段を必要としている。この CoC 規格は、これを森林認証制度またはラベリング制度と併せて実施することによって、その様なメカニズムを提供する。

## セクション 1：一般的事項

### 1.1 適用範囲

この規格は、組織が販売、譲渡する製品の中に使用される原材料の由来に関して自らがする宣言やレベル表示が信用、信頼に足るものとして承認されるために、その組織が充足すべき CoC の要求事項を規定する。

この規格で云う「組織」とは、森林から最終消費者にいたる間の林産物の伐採、運送、売買、加工のあらゆる段階に従事する全ての団体を意味する。

CoC の要求事項は、組織が調達する原材料の由来情報の取得からその組織の製品に貼付される由来情報の取得にいたる工程について解説する。この規格は、物理的分離方式、及び、パーセンテージ方式という二つの CoC の選択肢について規定する。

また、この規格は CoC 工程の実施と管理のためのマネジメントシステムの最低限の要求事項も定める。この規格のセクション 4 に規定されるマネジメントシステムの最低限の要求事項を満たし、この規格のセクション 2 又は 3 に定められる認証プロセスに関わる要求事項に適合するために、組織の品質管理システム (ISO 9001 : 2000) 又は、環境管理システム (ISO 14001 : 1996) を利用することが可能である。

この規格は、CoC によって検証すべき由来を定める要求事項と併用されなければならない。これらの要求事項は、森林認証制度やラベル表示の制度が独自の宣言やラベル表示に関連して利用し、或いは、組織がその組織独自の宣言やラベルに関連して利用することができる。この規格の実施に基づくラベルや宣言の使用においては、ISO 14020 : 2000 に従わなければならない。

この規格は、組織による自己宣言、第三者認証、又は、第三者認証を目的として利用することができる。適合審査の種類やその運営に関する特定の要求事項は、この規格を用いる森林認証制度やラベル表示制度の中において定められる。

第三者によって実施される適合審査 (第三者認証) は、製品認証と考えられるので ISO / IEC ガイド 65 / 1996 に従わなければならない。

この規格においては、「・・・しなければならない (Shall)」という用語は、必須の規定事項を意味するために使用される。「・・・が望ましい (Should)」は、必須ではないとしても、取り入れられ、実行されることが期待される事項を意味する。

## 1.2 引用規格

この規格は、日付つき又は日付なしの引用規格として他の刊行物からの諸規定を組み入れている。これら引用規格は本テキストのしかるべき箇所で引用され、その刊行物は以下に列挙される。日付の有無に関わらず、引用規格はその最新版が適用される。

ISO / IEC ガイド 65 : 1996	製品認証機関に対する一般要求事項
ISO / IEC ガイド 2 : 1996	標準化及び関連活動 - 一般用語
ISO 9000 : 2000	品質マネジメントシステム - 基本と用語
ISO 9001 : 2000	品質マネジメントシステム - 要求事項
ISO 14001 : 1996	環境マネジメントシステム - 仕様及び



製品の特定の側面を示す主張 (claim)

### 1.3.6 林産物

森林を源とする原材料を含有する製品。

### 1.3.7 中立原材料

認証パーセンテージの算出において、中立と見做される由来を持つ原材料。

注意書：中立原材料としての適格性の基準は、特定の森林認証制度又はラベル表示制度自身が規定するか、或いは、組織独自のラベルやその自己宣言を目的としてその組織自身が規定する。

### 1.3.8 ラベル表示

ラベルの使用（製品上、又は、製品外）

### 1.3.9 由来

製品に使われた原材料に関連する情報であり、i)（例えば、認証林、再生原材料など）その原材料が生産された場所の特性に関するもの、又は、ii) 該当原材料が生産された特定場所に関するもの。

注意書 1：森林認証の宣言を目的とする場合には、上記の選択肢の内、i) 該当原材料が生産された場所の特性に関するもの、が適用される。

選択肢 ii) の「該当原材料が生産された場所」は、組織が、該当原材料が生産された特定の場所（FMU：森林管理の主体など）をトレースすることを決めて物理的分離方式を選択した場合のみに適用される。

注意書 2：由来の定義（例えば、「場所の特性」又は「特定場所」）は、i) CoC が森林認証制度又はラベル表示制度自身のラベルや宣言を目的として実施される場合はそれらの制度が定め、又、CoC が組織独自のラベルや宣言を目的として実施される場合は、その組織自身が定める。

### 1.3.10 その他の原材料

認証原材料や中立原材料以外の原材料

注意書：その他の原材料の適格性基準は、特定の森林認証制度やラベル表示制度自身が、又は、組織が独自のラベルや宣言を目的としている場合は、その組織自体が規定する。

### 1.3.11 物理的分離

製品の製造に使われる原材料の由来が分かる様に、由来の異なる多様な原材料のタイプが分離されて保管される手順。

### 1.3.12 消費前の (Pre-consumer) 副産物

オガ屑や繊維木、印刷業者の断ち落とし、無垢材の切り屑、集合材木片など木の変形や加工の結果発生する木材や繊維で、原材料として製造工程に再生、再投入されるか焼却されるもの。

### 1.3.13 消費後の (Post-consumer) 木材及び繊維

一度消費者製品又は商品として使用され、再使用、再生、又は、廃棄の為に放棄された木材又は繊維木材、ただし材木工場や林業の残余物を除く。

### 1.3.14 生産バッチ

特定の期間に特定された工程において生産又は売買される製品のセット。

### 1.3.15 再生木及び繊維

消費後の木材と繊維、及び、消費前の副産物。

### 1.3.16 木製原材料

木を基とする原材料又は中間製品（例：丸太、チップ、オガ屑、用材、木製パネル、パルプ、紙、コルク、樹皮、樹脂）。

## セクション 2 : CoC の工程に関する要求事項 - 物理的分離方式

### 2.1 物理的分離に関する一般要求事項

2.1.1 物理的分離方式を適用する組織は、認証原材料が生産や売買の全工程において他から分離されるか、識別が明確に可能であることを確実にしなければならない。

2.1.2 認証原材料が全工程を通じてその他の原材料と混合されることがないか、識別が可能である場合は、組織は優先的な選択肢として物理的分離方式を利用する事が望ましい。

### 2.2 由来の確認

#### 2.2.1 供給の段階における確認

組織は、調達されるあらゆる原材料の由来のカテゴリーを確認、検証しなければならない。各々の原材料の納入書類には少なくとも下記が含まなければならない。

- (a) 供給者（サプライヤー）の身元
- (b) 供給量
- (c) 納入日、納入期間、会計期間
- (d) 由来のカテゴリー（納入業者がパーセンテージ方式を採用している場合は認証原材料のパーセンテージを含む）

注意書 1：原材料のカテゴリーは、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度が定め、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言のために実施される場合は、その組織が定める。

注意書 2：認証原材料のパーセンテージは、もし納入業者がパーセンテージ方式を採用している場合は、物理的分離を適用する組織に対しても（上記箇条書 d に従って）通知されなければならない。

#### 2.2.2 供給者の段階における確認

組織は、認証原材料の供給者が定められた基準に適合している旨を証明する文書を、認証原材料の全供給者に対して要求しなければならない。

注意書：認証原材料の供給者のための基準は、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度が定め、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言のために実施される場合は、その組織が定める。

## 2.3 認証原材料の分離

認証原材料は、生産、売買及び貯蔵の全工程を通じて明確に識別可能な状態に保たなければならない。このためには下記が遂行されなければならない。

- (a) 製造及び貯蔵の空間による物理的な分離、又は
- (b) 時間による物理的分離、又は
- (c) 認証原材料を恒久的に識別できる措置

## 2.4 認証製品の販売

2.4.1 認証製品を他の組織に販売又は譲渡する際には、組織は、顧客に対し CoC 要求事項の遵守を証明する文書を提供しなければならない。

注意書：CoC 要求事項の遵守を証明する文書に関する基準は、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度が定め、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言のために実施される場合は、その組織が定める。

2.4.2 組織は、認証製品の出荷書類が少なくとも下記事項を明示していることを確認しなければならない。

- (a) 組織の身元、
- (b) 出荷量、
- (c) 出荷日、出荷期間、会計期間
- (d) 由来のカテゴリー( 認証原材料の供給者がパーセンテージ方式を採用している場合には認証原材料のパーセンテージを含む )

注意書：原材料の由来のカテゴリーは、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度が定め、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言のために実施される場合は、その組織が定める。

2.4.3 組織がロゴ又はラベルを使用する場合、製品上使用、製品外使用に関わらず、ロゴ使用者とロゴ著作権の所有者又は所有者から権限を受けた代理人との間に締結されたロゴ使用に関する契約書上の条項、条件に従って使用されなければならない。

### セクション3： CoC の工程に関する要求事項 - パーセンテージ方式

#### 3.1 パーセンテージ方式のための一般要求事項

##### 3.1.1 パーセンテージ方式の適用

CoC のパーセンテージ方式は、組織が生産又は売買をする工程で認証原材料がその他のカテゴリーの原材料と混合され、生産された製品において認証原材料が明確に識別できない様な組織に適用される。

##### 3.1.2 生産バッチの定義

3.1.2.1 組織は、特定の生産バッチを対象として、この基準の CoC 工程に関する要求事項を実施しなければならない。

3.1.2.2 組織は、下記の基準に基づいて生産バッチを決定しなければならない。

- (a) 該当生産バッチの対象となる製品に含有される原材料
- (b) 該当生産バッチの対象となる製品が生産された生産場所
- (c) 該当生産バッチの対象となる製品が生産、または、販売 / 譲渡された期間

3.1.2.3 生産バッチは、(i) 単一の製品、又は、(ii) 例えば種、質などに関して同一又は類似である投入原材料からなる製品群など、と関連付けられなければならない。

3.1.2.4 生産バッチは、単一の生産場所から生産される製品と関連付けられなければならない。

注意書：本要求事項は、例えば、林業下請け業者、運送業、売買取引など生産場所を明確に

特定することができない組織には適用されない。

### 3.1.2.5 生産バッチを決定するにあたり、その最長期間は3ヶ月とする。

注意書：3ヶ月の最長期間は、生産バッチの認証パーセンテージが単純パーセンテージとして計算される場合は適用されない。この場合、その生産バッチは、その生産バッチに含まれる製品の生産に必要な時間によって制限される。

### 3.1.2.6 組織は、(CoCの対象となる生産バッチに含まる)全ての製品についてその製品がどのバッチに属するか、をバッチ確認手段を用いて確認決定しなければならない。

注意書：認証パーセンテージが製品の販売や譲渡に適用される場合は、販売・納入書類からどの生産バッチであるのかは明白なので、生産バッチ確認手段を物理的に製品上に呈示する必要はない。

## 3.2 由来の確認

### 3.2.1 供給の段階における確認

組織は、調達されたすべての原材料についてその由来のカテゴリー確認、検証しなければならない。原材料の各々の納入書類には、少なくとも下記が含まれていなければならない。

- (a) 供給者の身元
- (b) 納入量
- (c) 納入日、納入期、会計期間
- (d) 認証製品に含まれる認証原材料のパーセンテージなど由来のカテゴリー

注意書：原材料の由来のカテゴリーは、(i) CoC が、森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度によって、又、(ii) CoC、が組織独自のラベルや宣言を目的にして実施される場合は、その組織によって定められる。

### 3.2.2 供給者の段階における確認

組織は、認証原材料のすべての供給者に対してその供給者が定められた基準に適合する旨を証明する文書を、要求しなければならない。

注意書：認証原材料の供給者に対する基準は、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度により、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言を目的として実施される場合は、その組織によって定められる。

### 3.3 認証パーセンテージの計算

3.3.1 組織は、生産バッチ毎に、下記の計算式に従って認証パーセンテージを計算しなければならない。

$$Pc [\%] = \frac{Vc}{Vc + Vo} \times 100$$

Pc = 認証パーセンテージ

Vc = 認証原材料

Vo = その他の原材料

注意書 1：計算式に含まれる原材料の由来のカテゴリーは、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルや宣言を使用することを目的として実施される場合は、その制度によって、又、(ii) CoC が組織独自のラベルや宣言を目的として実施される場合は、その組織によって定められる。

注意書 2：森林認証制度 / ラベル表示制度、又は、組織、(注意書 1 参照) は中立原材料の基準を規定することが出来る。それ故、原材料の総量は認証原材料、中立原材料、及びその他の原材料の合計である。(Vt=Vc+Vo+Vn：Vt=原材料の総量、Vn=中立原材料)

3.3.2 組織の認証パーセンテージの計算に当たっては、その計算の対象となる全ての原材料について単一の計量単位に基づかなければならない。

計算のためにその単一の計量単位への変換を行う場合は、組織は公式の変換比率や方法のみを利用しなければならない。もし適切な公式変換比率がない場合は、組織は妥当かつ信頼性のある変換比率を内部で規定し、使用しなければならない。

3.3.3 調達原材料が一定の割合のみ認証原材料を含有する場合は、納入者が提示する実際のパーセンテージに相当する量のみを、認証原材料として計算式に投

入しなければならない。残りの部分はその他の原材料として計算されなければならない。

**3.3.4** 組織は、パーセンテージ計算を下記のいずれかに基づいて行わなければならない。

- (a) 単純パーセンテージ、又は
- (b) 移動平均 (Rolling Average) パーセンテージ

**3.3.5** 単純認証パーセンテージを適用する組織は、その認証パーセンテージの計算の対象となる特定の生産バッチに含まれる原材料をその計算に使用しなければならない。

**3.3.6** 移動平均パーセンテージを使用する組織は、特定の生産バッチの認証パーセンテージ計算にあたって、移動平均の計算のための期間(移動平均期間)を定め、該当バッチ直前の期間中に調達された原材料の量を用いて計算しなければならない。移動平均計算のための最長期間は12ヶ月を超えてはならない。

注意書：12ヶ月の移動平均期間を選択した組織は、前12ヶ月間に調達した原材料の量から認証パーセンテージを計算する。

### **3.4 計算された認証パーセンテージの生産量への振替**

#### **3.4.1 平均パーセンテージ方式**

平均パーセンテージ方式を適用する組織は、その計算の対象となる生産バッチに含まれる製品全てに対して、該当認証パーセンテージを使用しなければならない。

注意書1：平均パーセンテージ方式を採用することにあたって最低限度は設定されない。しかしながら、個々の森林認証制度やラベル表示制度がそのラベルや宣言を使用するために最低限度を設定することは可能である。

注意書2：ある生産バッチの認証パーセンテージが54%だとすれば、その生産バッチに含まれる全ての製品が54%の認証原材料含有の認証製品として販売されなければならない。

#### **3.4.2 ボリュームクレジット方式**

**3.4.2.1** ボリュームクレジット方式を採用する組織は、該当生産バッチからの産出製品に使われたものと同一の計量単位で認証パーセンテージをボリュームクレジットに振替えなければならない。ボリュームクレジットの振替分は、認証製品が認証率100%、または、組織が独自に定める最低認証率を満たす100%未満の認証率であるとして、産出製品に配分されなければならない。

注意書：100トンの産出製品からなる生産バッチの認証パーセンテージが54%ならば、ボリュームクレジットはその産出製品のうち54トンである。組織は54トンを100%の認証製品として、または、A%の認証品としてBトンを販売することが出来る。(A x B = 54) 例えば、70%の認証材として販売する場合は77トンが可能(77 x 0.7 = 54)

**3.4.2.2** 組織は、(i) 該当生産バッチのすべての産出製品に対して単一の計量単位を規定することが出来ない場合、又は、(ii) 生産バッチの中に、投入原材料の量と産出製品の量との間に率(歩留率)の異なる製品を含む場合、は計量単位の異なる製品毎に、又は、異なる歩留率ごとに別々に認証パーセンテージをボリュームクレジットに振替えなければならない。

**3.4.2.3** 組織は、クレジットアカウント(勘定)を作ることで、次の生産バッチに使えるボリュームクレジットを累積することが出来る。クレジットアカウントは3.4.2.2項に従って設定されなければならない。

**3.4.2.4** クレジットアカウントに累積されたクレジットの総量は、過去12ヶ月間にそのアカウントに算入されたクレジットの合計を超えてはならない。

## **3.5 製品の販売**

**3.5.1** 組織が認証製品を販売又は譲渡する際には、その組織は CoC 要求事項への適合を証明する文書を顧客に提供しなければならない。

注意書：CoC 要求事項への適合を証明する文書に関する基準は、(i) CoC が森林認証制度やラベル表示制度のラベルを使用することを目的として実施される場合は、その制度によって、又、(ii) CoC がその組織独自のラベルや宣言を目的として実施される場合は、その組織によって定められる。

**3.5.2** 組織は、すべての認証製品の納入書類が少なくとも下記の情報を明記していることを確実にしなければならない。

- a) 組織の身元
- (b) 納入量
- (c) 納入日、納入期、会計期間
- (d) ( 認証製品に含まれる認証原材料のパーセンテージを含む ) 由来のカテゴリ

3.5.3 組織がロゴ又はラベルを使用する場合、製品上使用、製品外使用に関わらず、ロゴ使用者とロゴの著作権の所有者、又は、所有者から権限を受けた代理人との間に締結されたロゴ使用に関する契約書上の条項、条件に従って実行されなければならない。

### 3.6 問題のある由来

3.6.1 組織は、認証製品が由来に問題のある原材料を含有しないことを確実にするための適切な措置を確立しなければならない。

3.6.2 組織は、認証原材料として分類されない林産原材料のすべての供給者に対し、納入された原材料が問題のある由来を持たない旨の少なくとも署名入り自己宣言を要求しなければならない。供給者と署名入りの契約書を交わしている場合は、こうした宣言を契約書に含めなければならない。

3.6.3 組織は、問題のある由来をもつ原材料を調達する潜在的なリスクを評価し、もし、問題のある由来を持つ原材料を調達しているリスクが高い場合は、サンプリングに基づいた第三者または第三者による供給者の自己宣言を検証するプログラムを確立しなければならない。

注意書：組織によって実行される潜在的リスクの評価は、地方や国のレベルに基づいたものでなければならない。

3.6.4 ワシントン条約によって分類された絶滅の恐れや危機がある種から産出される原材料を調達している組織は、同条約やその他の国際的法律及び国が規定する法律に従わなければならない。

## セクション4：マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

### 4.1 一般要求事項

組織は、CoC 工程の適切な実施と維持を確実にするこの規格の下記の要素に従ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に関して、適切でなければならない。

注意書：この規格に規定されるマネジメントシステムのための要求事項に適合するために、組織の品質マネジメントシステム（ISO9001:2000）又は環境マネジメントシステム（ISO14001:1996）を利用することが可能である。

## 4.2 責任及び権限

### 4.2.1 経営層の責任

4.2.1.1 組織の最高経営層は、この規格に従って CoC の要求事項を実施、維持することへの約束(コミットメント)を定め、文書化しなければならない。組織のその約束は組織の人員、納入業者、顧客、及びその他の利害関係者が入手可能でなければならない。

4.2.1.2 組織の最高経営層は、管理者の中から、他の任務に関わりなく一人を指名し、指名を受けた者は CoC にかかわる全体的責任及び権限を与えられなければならない。

4.2.1.3 組織の最高経営層は、定期的な間隔でその組織の CoC とこの規格への適合を見直さなければならない。

### 4.2.2 CoC に関する責任及び権限

組織は CoC の実施、維持を遂行する責任を負う人員を確認し、CoC の工程に関わる責任と権限体制を確立、設定しなければならない。

- (a) 原材料調達とその由来の確認
- (b) 物理的分離、又は、パーセンテージ計算及び、産出製品への振替の対象となる製品の加工
- (c) 製品の販売とラベル表示
- (d) 記録保持
- (e) 内部監査及び不適合の管理

注意書：上記の CoC の責任と権限は兼務が可能である。

### 4.3 文書化された手順

組織の CoC の手順は文書化されなければならない。CoC 文書は少なくとも下記の要素を含まなければならない。

- (a) 生産工程における原材料のフローに関する解説
- (b) 組織の CoC に関係する体制、責任、及び、権限
- (c) この規格の要求事項すべての対象となる CoC 工程の手順

### 4.4 記録保持

4.4.1 組織は、要求事項への適合性を立証する記録を確立、維持しなければならない。組織は少なくとも下記の記録を保持しなければならない。

- (a) 全ての林産物原材料の供給者に関わる記録（供給者の段階における要求事項に適合していることを確認する情報を含む）
- (b) 由来情報を含む調達された林産原材料の記録
- (c) 販売されたすべての林産品及びその由来の主張の記録
- (d) 内部監査、発生した不適合、及び、取られた是正措置に関する記録

4.4.2 組織は、記録を最低5年間維持しなければならない。

### 4.5 資源の管理

#### 4.5.1 人的資源・人員

組織は、CoC の実施、維持を遂行する責任を負う人員が適切な訓練、教育、経験に照らして能力を有すること確実にしなければならない。

#### 4.5.2 専門施設

組織は、組織の効果的な CoC の実施と維持に必要とされ、この規格の要求事項に適合した基本施設や専門設備を明確にし、これを提供、維持しなければならない。

## 4.6 監査及び管理

4.6.1 組織は、少なくとも1年の間隔を以ってこの規格の全ての要求事項を対象範囲とする内部監査を実行し、必要があれば、是正、予防措置を取らなければならない。

4.6.2 内部監査の報告は、組織の最高経営層によって少なくとも年に一度見直されなければならない。

## 付属書 1 : PEFC のラベル及び宣言を目的とした由来の PEFC 評議会仕様 ( PEFC のラベルや宣言を使用する組織のための規準 )

### 序論

この付属書が定める由来の定義は、組織が PEFC のロゴ又は宣言、或いはその両方を使用することを目的として CoC を構築するにあたって求められるこの規格が定める要求事項と併用されなければならない。

この付属書は 2006 年 10 月 27 日の PEFC 総会により改正された。

### 認証原材料 (Vc):

認証原材料とは「PEFC 認証材」として、下記により販売される木製原材料である。

- (a) 認定と PEFC の公示を受けた認証・登録機関が、PEFC 評議会が承認する森林認証制度の要求事項に適合する証しとして発行した有効な森林認証書を有する供給者
- (b) (a) に定められる有効な森林認証書を有する地域、又は、グループへの加盟を確認する文書を有する供給者
- (c) 認定と PEFC の公示を受けた認証・登録機関が、原材料の由来に関する PEFC 評議会のこの定義又は PEFC 評議会が承認する他の定義を使用した CoC 規格に適合する証しとして発行した有効な CoC 認証書を有する供給者
- (d) (c) に定められる有効な CoC 認証を有するマルチサイト (多拠点) を有する組織への加盟を確認する文書を有する供給者
- (e) CoC 認証書を有さないが、上記 (a)(b)(c)(d) に基づいて認証状態が検証可能である供給者から受け取った原材料・製品を元の包装状態のまま次に受け渡す供給者。この場合、商品上に付された認証情報は元の認証供給者とその認証状況を含まなければならない。

注意書 : 認定と PEFC の公示を受けた認証・登録機関に関する PEFC 評議会の要求事項は、PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 6 に定められる。認定を受けた認証書には関連認定機関の認定マークが記載されなければならない。

### 中立原材料 (Vn):

非木製原材料 (例 : 農産品繊維及びラッグ)、澱粉、顔料、住宅地から収穫された木材 (都市木材)。

再生（リサイクル）木および再生繊維（消費後の木材および繊維）。

**その他の原材料（Vo）：**

木製原材料で、認証原材料としても、中立原材料としても特定されないもの。

## 付属書 2 : ISO 9001 : 2000 の枠組内での CoC の実施 (参考情報)

組織は、ISO 9001 : 2000 に従って構築された社内品質マネジメントシステムの枠組みの中で、この規格が定める CoC 要求事項を満たすことができる。

この規格の CoC 要求事項と、ISO 9001 : 2000 によって定められる品質マネジメントシステムとの統合は下記の表の通りである。

この規格の要求事項	ISO 9001 : 2000
セクション 2 : CoC の工程に関する要求事項 - 物理的分離方式	7
セクション 3 : CoC の工程に関する要求事項 - パーセンテージ方式	7
セクション 4 : マネジメントシステムに関する最低限の要求事項	
4.2 責任と権限	
4.2.1 マネジメントの責任	5.5.2
4.2.2 責任と権限	5.5.1
4.3 文書化された手順	4.2.1、4.2.3
4.4 記録保持	4.2.4
4.5 資源の管理	
4.5.1 人的資源・要員	6.2
4.5.2 専門施設	6.3
4.6 監査と管理	8.2.2, 8.3、 8.5.2, 8.5.3

### 付属書 3 : ISO 14001 : 1996 の枠組内での CoC の実施 (参考情報)

組織は、ISO 14001 : 1996 に従って構築された社内環境マネジメントシステムの枠組みの中で、この規格が定める CoC 要求事項を満たすことができる。

この規格の CoC 要求事項と ISO 14001 : 1996 によって定められる環境マネジメントシステムとの統合は下記の表の通りである。

この規格の要求事項	ISO 14001 : 1996
セクション 2 : CoC の工程に関する要求事項 - 物理的分離方式	4 . 4 . 6
セクション 3 : CoC の工程に関する要求事項 - パーセンテージ方式	4 . 4 . 6
セクション 4 : マネジメントシステムに関する最低限の要求事項	
4 . 2 責任と権限	
4 . 2 . 1 マネジメントの責任	4 . 4 . 1
4 . 2 . 2 責任と権限	4 . 4 . 1
4 . 3 文書化された手順	4 . 4 . 4、 4 . 4 . 5
4 . 4 記録保持	4 . 5 . 3
4 . 5 資源の管理	
4 . 5 . 1 人的資源・要員	4 . 4 . 1、 4 . 4 . 2
4 . 5 . 2 専門施設	4 . 4 . 1
4 . 6 監査と管理	4 . 5 . 2、 4 . 5 . 4

## 付属書 4 : マルチサイト (多数拠点) 組織による CoC 基準の実施

### (規準)

#### 序論

この付属書の目的は、拠点ネットワークを有する組織における CoC 要求事項の実施のための指針を設定し、これを以って、一方においては、CoC の認証・登録が経済的かつ業務上実務的かつ実行可能であることを確実にし、又、他方においては、その審査が CoC との適合性に関わる適正な信頼性の提供を確実にすることにある。又、マルチサイトアプローチは、小規模な独立企業のグループ内における CoC の実施や認証を可能にする。

この付属書は、マルチサイト組織がこの規格の CoC 要求事項を実施することに関する要求事項にのみ関連する。マルチサイト組織を審査、認証する認証・登録機関のための要求事項や指針は「ISO/IEC ガイド 62 : 1996 の適用に関する IAF ガイダンス」、及び、「ISO/IEC ガイド 66 : 1996 の適用に関する IAF ガイダンス」に記述されている。

#### 定義

マルチサイト組織とは、一定の活動がそこで計画、統制、管理される確認可能な中央機能 (以下「本部」と呼ぶ) 及び、それらの活動を全面的又は部分的に実行する「地方事務所や支店」(拠点) のネットワークを有する組織として定義される。

その様な組織が単一の団体である必要はないが、全ての拠点は、該当組織の本部と法又は契約関係で結ばれ、本部による継続的なサーベイランスを受ける共通の CoC に従わなければならない。これは、必要とあれば、本部がいかなる拠点においても是正措置を実行する権利を有することを意味する。適当な場合、本部と拠点の間の契約書でこのことを言及しなければならない。

マルチサイト組織の例としては下記が考えられる。

- (a) フランチャイズで経営する組織
- (b) 多数の支店など (Branch) を有する組織
- (c) 法的に独立した企業の集合体

注意書：法的に独立した企業の集合体とは、グループ総体としての CoC 認証を取得、維持することを目的に連合した小規模独立企業のネットワークである。本部とは、その目的の為に有志メンバーのグループに指名されるか、この規格を目的とし、これを遵守するために統率されたグループサービスを提供する適切な業界団体、或いは、適切な経験を有する法主体である。本部は、又、グループメンバーの一人によって管理されることも可能である。

### マルチサイト組織の適格基準

組織の CoC は、本部によって管理され、中央による見直しの対象でなければならない。

（中央管理機能を含む）全ての関連拠点は、組織の内部監査プログラムの対象でなければならない。認証・登録機関による審査開始の前にそのプログラムによる監査を受けていなければならない。

組織は、その本部がこの規格に準拠して CoC を構築し、（全ての拠点をを含む）全組織がこの規格の要求事項を満たしていることを明確に示さなければならない。

組織は、本部を含む全ての拠点からデータを収集、分析する能力を有し、さらに、要求があれば拠点における CoC の運営の変更に着手する本部権限と能力を有することを示すことができない。

### 本部の機能と責任

マルチサイト組織の本部は下記を実行しなければならない。

- (a) そのマルチサイト組織全体を代表して、この規格の要求事項に従って CoC を構築し、これを維持することを約束（コミット）する。
- (b) この規格に従った CoC の効果的な実施、維持に必要な情報と指針を全ての拠点に提供する。
- (c) この規格に従った CoC を構築、維持することに対する拠点の約束を含め、そのマルチサイト組織に属する全ての拠点に対する組織的又は契約上の連結を築く。
- (d) マルチサイト組織の全ての拠点の登録簿を保持する。
- (e) 内部監査プログラムを実施し、独立した認証・登録機関による審査の開始に先立って、全ての関連拠点（自身の中央管理機能も含めた）をそのプログラムに従って監査する。
- (f) 内部監査の結果に基づいて拠点の適合性を見直しを実施し、必要があれば

是正、予防措置を取り、取られた是正措置の有効性を評価する。

### 拠点の機能と責任

マルチサイト組織と連結する拠点は下記に関して責任を負う。

- この規格に準拠した CoC の要求事項を実施、維持すること
- 正式な審査又は見直しに関連するかしないかに関わらず、関連データ、文書、その他の情報など本部又は認証・登録機関がする全ての要求に対し効果的に応えること
- 内部監査、見直し、関連する日常的な照会事項、又は是正措置を十分に完遂するために完全な協力と支援を行うこと
- 本部によって設定された関連是正措置及び予防措置を実行すること

### マルチサイト組織において実施されるこの規格の要求事項に関わる責任の適用範囲

この規格の要求事項	本店	拠点
セクション 2 : CoC の工程に関する要求事項 - 物理的分離方式		有
セクション 3 : CoC の工程に関する要求事項 - パーセンテージ方式		有
セクション 4 : マネジメントシステムに関する最低限の要求事項		
4.2 責任と権限	有	有
4.2.1 経営層の責任	有	有
4.2.2 責任と権限	無 (d, e を除く)	有
4.3 文書化された手順	無 (b を除く)	有
4.4 記録保持	無 (d を除く)	有
4.5 資源の管理 4.5.1 人的資源・要員 4.5.2 専門的施設	有 (提供された活動に 対してのみ)	有
4.6 監査と管理	有	有

## 付属書 5：認証パーセンテージの算出

### (参考情報)

注意書：この付属書類中の各項目はこの国際規格本編の番号順を踏襲する。

### 3.1.2.3 項：生産バッチの定義

組織は、認証パーセンテージを計算する対象となる生産バッチを特定しなければならない。その生産バッチの特定は、特定の製品又は製品群を対象として行われなければならない。組織は、同一の原材料からなる製品のみを一つの生産バッチに含めることができる。

表 1：CoC 生産バッチの定義の例

産出製品	投入原材料	CoC 生産バッチ
トウヒ用材 A	トウヒ丸太	トウヒ製品
トウヒ用材 B		
トウヒ用材 C		
トウヒ材チップ		
松用材 A	松丸太	松製品
松用材 B		
松用材 C		
松材チップ		
松・トウヒのオガ屑	トウヒ・松丸太	トウヒ・松製品
松・トウヒの樹皮		

### 3.3 項：認証パーセンテージの算出

組織は、認証パーセンテージの算出にあたり、二つの方法を選ぶことができる。  
(単純パーセンテージ、或いは、移動平均パーセンテージ)

### 3.3.5 項：単純パーセンテージ

特定生産バッチの認証パーセンテージは、その生産バッチに含まれる原材料から計算される。従って、この方法を選択する組織は、その生産バッチの製品が販売又は

譲渡される前に、(例えば、認証原材料や非認証原材料の総量を把握するなど) 認証パーセンテージを計算しなければならない。

### 3.3.6章：移動平均パーセンテージ

特定生産バッチの移動平均パーセンテージは、特定された期間の前期間中に調達された原材料の量を使って得る。

最長の移動平均は12ヶ月である。

#### 3ヶ月移動平均の例：

生産バッチの認証パーセンテージは先行する3ヶ月の間に調達された認証、非認証原材料の量から計算される。

注意書：組織がCoCを開始し、移動平均の計算に使用される期間が、CoCが開始されてからの期間より長い場合、移動平均は、CoCが設立されてからの調達量から計算される。表2はその例を示す。最初の回転平均(月1)は月1の期間中の調達量から計算され、二番目の移動平均は(月2)は月1及び月2の間の調達量のみから計算される。

表 2 : 3 ヶ月の移動平均の例 ( \* 下記の表に示された数字はサンプルです。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
一ヶ月計算期間の数	認証原材料の調達量 (トン) *	その他の原材料の量 (トン) *	前3ヶ月間の認証原材料の総量 (トン)	前3ヶ月間のその他の原材料の総量 (トン)	3ヶ月移動平均パーセンテージ	該当生産バッチの総生産量 * (トン)	認証製品の量 (認証製品において呈示される認証原材料の%) トン 平均パーセンテージ方式 ボリュームクレジット方式	
$j=i$	$Vc$	$Vo$	$Vc(3)$	$Vo(3)$	$Pc(3)$	$Vpb$	$Vcp(Vc\%)$	$Vcp(Vc\%)$
			$Vc(3) = \sum_{j=i}^{i-2} Vci$	$Vo(3) = \sum_{j=i}^{i-2} Voi$	$pc = \frac{Vc(3)}{Vc(3)+Vo(3)}$		$Vcpi = Vpbi$ 認証% = $Pci-i$	$Vcpi = Vpbi * Pci-i$ 認証% = 100%
1	11	90	11	90	10.89%	70.7		
2	12	90	23	180	11.33%	71.4	71.4 (10.89%)	7.78 (100%)
3	13	90	36	270	11.76%	72.1	72.1 (11.33%)	8.17 (100%)
4	14	90	39	270	12.62%	72.8	72.8 (11.76%)	8.56 (100%)
5	15	90	42	270	13.46%	73.5	73.5 (12.62%)	9.28 (100%)
6	16	90	45	270	14.29%	74.2	74.2 (13.46%)	9.99 (100%)
7	17	90	48	270	15.09%	74.9	74.9 (14.29%)	10.70 (100%)
8	18	90	51	270	15.89%	75.6	75.6 (15.09%)	11.41 (100%)
9	19	90	54	270	16.67%	76.3	76.3 (15.89%)	12.12 (100%)
10	20	90	57	270	17.43%	77	77 (16.67%)	12.84 (100%)
11	21	90	60	270	18.18%	77.7	77.7 (17.43%)	13.54 (100%)

表 2 に示された計算の例：

- [4 列] 認証原材料の量は過去 3 ヶ月間に調達された認証原材料の総量として計算される。

$$Vc(3)_6 = Vc_6 + Vc_5 + Vc_4 ; Vc(3)_6 = 16 + 15 + 14 = 45 \text{ トン}$$

- [5 列] その他の原材料の量は過去 3 ヶ月間に調達されたその他の原材料の総量として計算される。

$$Vo(3)_6 = Vo_6 + Vo_5 + Vo_4 ; Vo(3)_6 = 90 + 90 + 90 = 270 \text{ トン}$$

- [6 列] 移動平均パーセンテージは 3 . 3 . 1 章の計算式によって計算される。  $Pc = Vc / [ Vc + Vo ]$

$$Pc(3)_6 = 100 * Vc(3)_6 / [ Vc(3)_6 + Vo(3)_6 ] ; Pc_6 = 100 * 45 / [ 45 + 270 ] = 14.29 [\%]$$

- [8 列] 平均パーセンテージ方式を利用しての 7 ヶ月目 ( 7 ) の生産バッチの認証製品の量は 7 ヶ月目 ( 7 ) に生産または販売された量と最後の移動平均パーセンテージ ( 6 ヶ月目に計算される ) によって計算される。認証製品の総量は生産バッチの総量と同量である。  
(  $Vcp_7 = Vpb_7$  )

認証製品に主張される認証原材料のパーセンテージは最後に計算された移動平均に等しい。( 表示 % =  $Pc_6$  [%] )

$$Vcp = 74.9 \text{ トン、表示 \%} = 14.29 [\%]$$

注意書 1：生産バッチ期間は、計算期間の長さを超えなければ、計算期間と必ずしも一致する必要はない。

注意書 2：組織は、もしその製品に含まれる原材料の内容 ( = パーセンテージ ) がそのラベルを供与する認証制度やラベル表示制度によって規定された必要最低限を超える場合は、認証製品にラベル付けをすることが出来る。

- [9 列] ポリュームクレジット方式を使った 7 ヶ月目 ( 7 ) の生産バッチの認証製品の量の計算は、7 ヶ月目 ( 7 ) の生産または販売量と最後

の移動平均（6ヶ月目に計算されたもの）によって計算される。生産バッチの認証原材料の量は、生産バッチの総量に最後に計算された移動平均を掛けたものに等しい。（ $V_{cp7}=V_{pb7} * P_{c6}$ ）認証製品に表示される認証原材料のパーセンテージは常に100%である。

$$V_{cp}=74.9 * 0.1429=10.67 \text{ トン、表示\%} = 100\%$$

### 3.4章： 認証パーセンテージの生産量への振替

認証パーセンテージは、生産バッチについて計算され、同じ生産バッチからの製品に割当てられなければならない。生産バッチは、その内容（そこに含まれる製品）および、その製品が生産又は販売される期間によって決定される。生産バッチに許容される最長期間は3ヶ月である。

期間が一ヶ月の生産バッチの場合の平均パーセンテージ方式とボリュームクレジット方式の例が表2の列8と列9に示されている。

#### 3.4.2.2章： ボリュームクレジットシステム

組織は、複数の製品からなる生産バッチにボリュームクレジット方式を採用している場合で、(i) 該当生産バッチのすべての産出製品に対して単一の計量単位を規定することが出来ない場合、又は、(ii) 生産バッチの中に、歩留り率の異なる製品を含む場合、は計量単位の異なる製品毎に、又は、異なる歩留り率ごとに認証パーセンテージをボリュームクレジットに振替なければならない。

表3は、組織が生産バッチの中に5種類の製品（パルプ、A紙、B紙、C紙、D紙）を含めた状況を示している。歩留率がパルプ、A紙、D紙の間で異なるので、認証パーセンテージのボリュームクレジットへの振替はパルプ製品、紙製品に対して別個に行われなければならない。異なる紙製品間のボリュームクレジットの配分は組織によって、認証製品に対する顧客の需要次第で決定される。

表 3：認証パーセンテージの配分の例 ポリウムクレジット

生産バッチの内容 (歩留り率)	認証パーセンテージ	生産バッチの 産出量	認証ポリウム クレジット	生産バッチ内の ポリウムクレ ジットの配分*1
パルプ(0.3)	55%	100 t	55 t	55 t
A紙(0.25)		100 t	220 t	100 t
B紙(0.25)		100 t		70 t
C紙(0.25)		100 t		50 t
D紙(0.25)		100 t		0 t

\*1 A紙製品 D紙製品間の認証原材料の配分は組織自身によって決定される。

### 3.4.2.3 - 3.4.2.4章：ポリウムクレジットの蓄積

組織は、特定の生産バッチに関し、又は、3.4.2.4.が適用される場合はその生産バッチの特定製品に関して、ポリウムクレジット勘定を開設することができる。

表 4：ポリウムクレジット蓄積の例 (トン)

1	2	3	4	5
1ヶ月生産バッチの番号	該当生産バッチのクレジットポリウム	クレジット勘定	クレジット勘定の最大値	使用クレジット
i		$= [3]_{i-1} - [5]_{i-1} + [2]_i$ 条件： $[3]_i = [4]_i$	$_{i-1}$ [2] i	
1	0	0	0	0
2	7.78	7.78	7.78	0
3	8.17	15.95	15.95	0
4	8.56	24.51	24.51	0
5	9.28	33.79	33.79	0
6	9.99	43.78	43.78	0
7	10.70	54.48	54.48	0
8	11.41	65.89	65.89	0

9	12.12	78.01	78.01	0
10	12.84	90.85	90.85	0
11	13.54	104.39	104.39	0
12	16.32	120.71	120.71	0
13	15.33	136.04	136.04	0
14	16.54	144.80	144.80	5
15	8.05	144.68	144.68	10
17	8.05	142.73	144.17	50
18	23.41	116.14	158.30	50

表4の生産バッチ「月15」に関する計算の例：

[2列] 1ヶ月の生産バッチのボリュームクレジット。  
(月1 - 11の数字は表2のものを使用。)

[3列] クレジット勘定は、前月のクレジット量(3列、月14)から前月のクレジット使用量(列5、月14)を差し引き、それに、当月のクレジット計算分(列2、月15)を加えた結果として計算される。

$$[3]_{14} - [5]_{14} + [2]_{15} = 144.8 - 5 + 8.05 = 147.85 \text{ [トン]}$$

クレジット勘定に蓄積される総量は過去12ヶ月間に算入されたクレジットの量を超えてはならない。[列4 = 149.51] (3.4.2.4.章)

147.85 > 144.68 であるから、クレジット勘定は 144.68 [トン]である。

[4列] クレジット勘定最大値は過去12ヶ月間にクレジット勘定に算入されたクレジット量の合計として計算される。[列2、月4 - 15]

$$\begin{aligned} [4] &= [2]_4 + [2]_5 + [2]_6 + [2]_7 + [2]_8 + [2]_9 + [2]_{10} + [2]_{11} + [2]_{12} + [2]_{13} + [2]_{14} + [2]_{15} \\ &= 8.56 + 9.28 + 9.99 + 10.70 + 11.41 + 12.12 + 12.84 + 13.54 + 16.32 + \\ &\quad 15.33 + 16.54 + 8.05 = 144.68 \text{ [トン]} \end{aligned}$$

## 付属書 6 : リサイクル原材料を含む PEFC のラベル及び宣言を目的とした由来の PEFC 評議会仕様

(リサイクル原材料を含む PEFC の主張を使用する組織のための規準)

### 1 . 序論

組織は、リサイクル原材料を含む PEFC のロゴ又は宣言、或いはその両方の使用を目的として CoC を構築する際には、この付属書が定める由来の定義とこの規格が定める要求事項とを併用しなければならない。

この付属書類は 2006 年 10 月 27 日の PEFC 評議会総会によって改正された。

組織は下記について別々にこれを計算し、伝達しなければならない。

PEFC 認証の木製原材料の含有量 (2 項)

リサイクル原材料の含有量 (3 項)

## 2 . PEFC 認証木製原材料の宣言

### 2 . 1 認証原材料 (Vc)

(i) 「PEFC 認証材」として販売される木製原材料

- (a) PEFC 評議会が承認する森林認証制度の要求事項に適合する証拠書類として、認定と PEFC による公示を受けた認証機関が発行した有効な森林認証書を有する供給者
- (b) (a) に定められる有効な森林認証書を有する地域、又は、グループへの加盟が確認できる文書を有する供給者
- (c) 原材料の由来に関する PEFC 評議会の定義または PEFC 評議会が承認するその他の定義の使用を前提に、この CoC 規格に適合する証拠書類として、認定と PEFC による公示を受けた認証機関が発行した有効な森林認証書を有する供給者
- (d) (c) に定められる有効な CoC 認証を有するマルチサイト (多拠点) を有する組織への加盟が確認できる文書を有する供給者
- (e) CoC 認証書を有さないが、上記 (a)(b)(c)(d) に基づいて認証状態が検証可能である供給者から受け取った原材料・製品を元の包装状態のまま次に受け渡す供給者。この場合、製品上の認証情報には元の認証材の供給者の身元と 認証の状況が含まなければならない。

注意書 : 認定と PEFC の公示を受けた認証機関に対する PEFC 評議会の要求事項は、PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 6 に定められる。認定を受けた認証書には認定機関に関する

認定マークが記載されなければならない。

## 2.2 中立原材料

非木製の原材料（例：農産品繊維やラッグ）、澱粉、顔料、住宅地から収穫された木材（都市木材）。

## 2.3 その他の原材料

木製原材料で、2.1 項、及び、2.2 項で認証原材料としても中立原材料としても特定されないもの。

## 3. リサイクル原材料の宣言（「PEFC リサイクル」原材料）

### 3.1 認証原材料（Vc）

- (i) リサイクル施設や収集センターから直接調達された消費後の木製原材料および繊維で、下記を満たすもの。
  - (a) 化学物質以外の不純物を含まない
  - (b) 使われている化学物質の特性が知られており、化学的不純物に関して現存する諸規則を遵守している

注意書 1：化学物質以外の不純物（例えば、土、コンクリート、スレート、石、繊維、プラスチック、ゴム、金属）が含有されていないことを確実にする方法としては下記がある。

- (1) 化学物質以外の不純物の収集を避ける、
- (2) 廃棄物処理前センターへの搬入に際して、非化学不純物を目視管理し、これを除去する
- (3) リサイクル原材料の加工工程への投入に際して、非化学不純物を目視管理しこれを除去する（木製パネル製造設備、パルプ工場等）

非化学不純物にあたる含有量を決定するためには、必要に応じて、国レベルの仕様書を利用しなければならない。（例：イギリス標準機構（BSI - 2004）が発行するイギリス仕様文書 PAS104 など）

注意書 2：消費後木製原材料の使用者が利用できる低レベルの化学不純物検出テストの技術はいまだ開発途上である。従って、使用者は消費後再利用原材料を現存の費用対効果のある方法を用いた化学不純物検出テストをしなければならない。

化学不純物の許容限度は現存の関連規則を遵守しなければならない。利用可能かつ適切であれば、消費後原材料の化学不純物に関するその他の仕様を利用することができる。(例：木製パネルに使用されるリサイクル木材に関するヨーロッパパネル連盟規格、European Panel Federation standard on the use of recycled wood in wood-based panels.)

- (ii) 「PEFC リサイクルとして、下記によって販売される木製原材料
- (a) 原材料の由来に関する PEFC 評議会の定義または PEFC 評議会が承認するその他の定義の使用を前提に、この CoC 規格に適合する証拠書類として、認定と PEFC の公示を受けた認証機関が発行した有効な森林認証書を有する供給者
  - (b) 上記 (a) に定められる有効な CoC 認証を有するマルチサイト(多拠点)を有する組織への加盟が確認できる文書を有する供給者
  - (c) CoC 認証書を有さないが、上記 (a)(b) に基づいて認証状態が検証可能である供給者から受け取った原材料・製品を元の包装状態のまま次に受け渡す供給者。この場合、製品上の認証情報には元の認証材の供給者の身元と認証状況が含まなければならない。

注意書：認定と PEFC の公示を受けた認証機関に関する PEFC 評議会の要求事項は、PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 6 に定められる。認定された認証書には関連認定機関の認定マークが記載されなければならない。

### 3.2 中立原材料

中立原材料には下記が含まれる。

- (i) 非木製原材料(例：農産品繊維及びラッグ)、澱粉、顔料、住宅地から収穫された木材(都市木材)

### 3.3 その他の原材料 (Vo)

木製原材料で、3.1 項、や 3.2 項の認証原材料としても、中立原材料としても特定されないもの。

## 4. CoC の方式の使用について

組織は、この付属書が定める由来の定義に基づいた宣言を行うために、下記の CoC の方式を使用できる。

- (i) 物理的分離方式 (CoC 規格のセクション 2)
- (ii) パーセンテージ方式 平均パーセンテージ方式 (CoC 規格のセクショ

ン 3、但し、3.4.2 項を除く。)

## 付属書 7 : 問題のある由来を含む原材料の調達を回避するための要求事項の実施 (規準)

### 1. 目的と適用範囲

この文書の目的は問題のある由来を含む原材料の調達を回避する事に関するこの規格の 3.6.2 項の規定を詳述する要求事項を提供することにある。

注意書 1 : 問題のある由来の定義はこの規格の 1.3.4 項にて定められる。

注意書 2 : この文章は、PEFC 評議会が定義する「問題のある由来を含む原材料」の調達の回避を目的に策定されたものであるが、供給者(サプライヤー)による自己宣言、リスク分析、および、第三者、第三者検証プログラムなど基本的な概念は、PEFC の定義の範囲外で組織が認識した他の問題のために利用することも可能である。

この文書は、PEFC 評議会総会により、付属文書 4 に不可欠な一部分として 2006 年 10 月 27 日に採択され、2007 年 5 月 1 日より発効するものとする。

### 2. 供給業者(サプライヤー)による自己宣言

2.1 組織は、認証原材料として分類されていない林産部品のすべての供給者から供給された原材料に問題のある由来が含まれない旨の署名入りの自己宣言書を要求しなければならない。

注意書 : 認証材と非認証材を共に含むパーセンテージ方式を採用している認証製品の供給者は自己宣言書の要求から除外される。なぜなら、非認証材の問題ある由来に関しては、該当する供給業者の C o C によってすでに検証されているからである。

2.2 供給者の自己宣言書は下記を含まなければならない。

- (a) 該当する供給者が認識し得る範囲で、納入された原材料が問題のある由来を持たないことの宣言
- (b) 組織のリスク評価に必要な情報である納入原材料の地理的由来(国・地域)に関する情報を提供することの約束
- (c) 供給者の納入品が高リスクであると考えられる場合、その供給者は組織に対し原材料の由来に関わる森林管理団体(ユニット) およびその高リスクな納入品に関係するすべての供給連鎖(サプライチェーン)の身元を確認するのに必要な情報を提供する旨の約束
- (d) 供給者の納入品が高リスクであると考えられる場合、その供給者は組織がその

供給者の業務および連鎖の前段階にある供給者の業務に関する第三者または第三者検査が実行できるように計る旨の約束文書

注意書：このガイドを通じて使用される「地域」という用語は全国レベルの下にある各レベルを意味する。

2.3 組織が供給者との間に契約を交わした場合は、2.2項の要求事項を該当する契約書に含まなければならない。

### 3. リスクの評価

3.1 組織は認証原材料として分類される原材料を含まない林産物に関係するすべての供給者に対し、問題のある由来を持つ原材料の調達に関わるリスク評価を実行しなければならない。

3.2 組織によるリスク評価は、納入品に関して「高リスク」または「低リスク」として分類しなければならない。

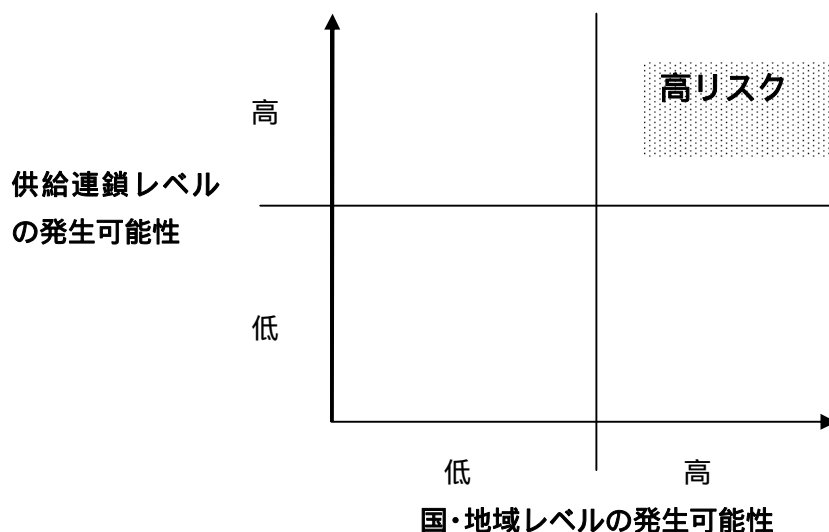
3.3 組織のリスク評価は下記項目について実行されなければならない。

(a) 供給国・地域において、問題のある由来として規定される行為が発生する可能性（以後、「国・地域レベルの発生可能性」と呼ぶ）、および、

(b) 該当する供給連鎖(サプライチェーン)では納入品の中の問題のある由来を特定できない可能性。(以後、「供給連鎖レベルの発生可能性」と呼ぶ)

3.4 組織は、国・地域レベルの発生可能性と供給連鎖レベルの発生可能性の組み合わせに基づいてリスクを決定し、国・地域レベルの発生可能性および供給連鎖レベルの発生可能性が共に「高い」と査定されたすべての供給品を高リスクとして分類しなければならない。(図1参照)

図1：国・地域レベルの発生可能性と供給連鎖レベルの発生可能性の組み合わせに基づく高リスクな供給品の決定



3.5 組織は、下記の表1にある指標のどれかが当てはまる場合のすべての納入品についてその国・地域レベルの発生可能性を「高」として分類しなければならない。

表1： 国・地域レベルの発生可能性が「高」とされる指標リスト

指標	外部参考資料（例示）
該当する国・地域が国連安全保障理事会による木材輸出禁止の対象になっている	2003年7月より国連安保理決議1521(2003)によってリベリアがその適用を受けている <a href="http://www.un.org/docs/sc/unsc_resolution03.html">http://www.un.org/docs/sc/unsc_resolution03.html</a>
該当する国・地域が森林法の施行レベルが低く、荒廃度が高い国として知られている	この指標を定めるにあたって、組織は内部調査、又は、下記などの森林法の施行や類廃の監視を積極的に行っている外部の政府・NGOによる調査結果を用いても良い。 例：世界銀行 ( <a href="http://info.worldbank.org/governance/kkz2004/sc_country.asp">http://info.worldbank.org/governance/kkz2004/sc_country.asp</a> ) 英国のChatham House ( <a href="http://www.illegal-logging.info">www.illegal-logging.info</a> ) , Environmental Investigation Agency ( <a href="http://www.eia-international.org">www.eia-international.org</a> ), Global Witness ( <a href="http://www.globalwitness.org">www.globalwitness.org</a> ) Transparency International ( <a href="http://www.transparency.org">www.transparency.org</a> )
該当する国の森林地域の減少がFAOの正式統計によって示されている	FAO グローバル森林資源評価 2005 ( <a href="http://www.ftp.fao.org/docrep/fao/008/A0400E/A0400E14.pdf">www.ftp.fao.org/docrep/fao/008/A0400E/A0400E14.pdf</a> )

<p>組織が、問題のある由来を持つ供給に関して顧客または他の外部者から信頼できる証拠を伴うコメントを受けた場合で、組織独自の調査結果によってそれが反証されない場合</p>	
---	--

3.6 組織は、下記の表2にある指標のどれにも当てはまらない場合はすべての供給についてその供給連鎖レベルの発生可能性を「高」として分類しなければならない。

表2：供給連鎖レベルの発生可能性が「低」である指標のリスト

指標	証拠文書、または、外部参考資料
<p>PEFCが承認していない認証制度に基づく認証商品の納入品であり、第三者認証機関が発行する森林管理またはCoC認証に裏づけされたもの</p>	<p>組織は、該当認証制度が下記を含むことを証す書類を提供することが可能でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「問題のある由来」として定められる行為を対象範囲に含む第三者森林認証であること</li> <li>- CoCの第三者認証</li> <li>- パーセンテージ方式を適用した場合で、非認証原材料の部分が問題のある由来を持たないことを検証するメカニズム</li> </ul> <p>PEFCが承認していない森林認証制度の例：FSC</p>
<p>政府又は非政府による検証、または、「問題のある由来」の対象となる行為に焦点をあてた森林認証制度以外の許可システムによる検証を受けている納入品</p>	<p>組織は、該当する検証または許可システムの適用範囲に関する証拠書類を提供することが可能でなければならない。その様な検証または許可システムの例：</p> <p>EU FLEGT (EUの森林法令の執行、ガバナンス及び貿易)  <a href="http://ec.europa.eu/comm/development/body/theme/forest/initiative/index_en.htm">http://ec.europa.eu/comm/development/body/theme/forest/initiative/index_en.htm</a>)</p> <p>Tropical Forest Trust (トロピカル・フォレスト・トラスト)  <a href="http://www.tropicalforesttrust.com">www.tropicalforesttrust.com</a></p>
<p>供給連鎖の中のすべての供給者と森林管理団体の身元を確認できる納入品で法的規制の遵守を証明する検証</p>	<p>法的な要求事項の遵守の証拠書類は、法の施行当局による法的遵守または違法でないことの声明文、発行された伐採許可証、または、関係法施行当局によって許可された森林管理計画書など。</p>

可能な文書による裏づけがとれるもの	
-------------------	--

#### 4. 第三者検証、または、第三者検証プログラム

##### 4.1 総論

4.1.1 組織は、高リスクとして分類された納入品を対象とした第三者、または、第三者検証プログラムを構築しなければならない。検証プログラムは下記を含まなければならない。

- (a) すべての供給連鎖およびその供給品の由来である森林管理団体の身元確認
- (b) 現場検査
- (c) 是正および予防措置

##### 4.2 供給連鎖の確認

4.2.1 組織は、高リスクな納入品の全供給者に対して関連供給連鎖全体とその納入品の由来である森林管理団体に関する詳細な情報を要求しなければならない。提出された情報は、組織が(それに基づいて)現場検査を計画、実行できるものでなければならない。

##### 4.3 現場検査

4.3.1 組織の検証プログラムは「高リスク」な納入品を供給する供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査は組織自身によって(第三者検査)、または、組織に代わって第三者によって実行することが可能である。

4.3.2 組織は、年次現場検査のために供給業者から採取すべきサンプルを決めることが出来る。サンプルの抜き取り数は少なくとも高リスク納入品の直接供給者の数の二乗根以上でなければならない： $(y = \sqrt{x})$  小数点以下は次の整数に切り上げる。前回の現場検査がこのガイドラインの目的を満たすに効果的であることを証明している場合は、標本の数はその 0.8 の因数によって減らすことが出来る。例えば、 $(y = 0.8 \sqrt{x})$  小数点以下は次の整数に切り上げ。

4.3.3 現場検査は下記をカバーしなければならない。

- (a) 原材料の由来に関する供給者の主張との適合性の評価のため、該当する原材料の供給者およびその供給連鎖の川上にあるすべての供給者
- (b) 法的要求事項への遵守の評価を目的にして、供給品の由来である森林所有者・森林管理団体の管理者またはその森林管理団体の管理行為に対する責任を有

するその他の関係者

#### 4.4 是正および予防措置

4.4.1 組織は、供給業者が検証プログラムによって指摘された不適合の是正措置を実施するための手順を文書化しなければならない。

4.4.2 是正措置の対象範囲は下記のような不適合の度合いと重大さに基づいて決められる。

- (a) 不適合の伝達と改善のための要求
- (b) 森林管理の主体による法的要求事項の遵守、または、供給連鎖における情報の流れの効率性に関する是正措置に関する供給者への要求
- (c) 供給者からの該当納入品の使用の取りやめ

4.4.3 組織は、2 項によって要求される自己宣言書を提供しない、または、4.2 項によって要求される供給連鎖上の情報を提供しない供給者からの納入を解約しなければならない。

## 付属書 8 : P E F C ラベル及び宣言を目的とした非木製林産物の由来に関する P E F C 評議会仕様

(非木製林産品を対象とするラベル及び宣言を使用する組織のための規準)

### 1 . 序論

組織が非木製林産物に対して P E F C ロゴまたは宣言、或いはその両方を使用する目的で CoC を構築する際には、この付属書が定める由来の定義とこの規格の要求事項とが併用されなければならない。

この付属書は 2 0 0 6 年 1 0 月 2 7 日の P E F C 評議会総会によって採択された。

### 認証原材料 ( V c ) :

- (i) 「PEFC 認証材」として販売される非木製原材料
  - (a) PEFC 評議会が承認する森林認証制度の要求事項に適合する証拠書類として、認定と PEFC による公示を受けた認証機関が発行した有効な森林認証書を有する供給者
  - (b) (a) に定められる有効な森林認証書を有する地域、又は、グループへの加盟が確認できる文書を有する供給者
  - (c) 非木製原材料の由来に関する PEFC 評議会の定義または PEFC 評議会が承認するその他の定義の使用を前提にしてこの CoC 規格に適合する証拠書類として、認定と P E F C による公示を受けた認証機関が発行した有効な森林認証書を有する供給者
  - (d) (c) に定められる有効な CoC 認証を有するマルチサイト (多拠点) を有する組織への加盟が確認できる文書を有する供給者
  - (e) CoC 認証書を有さないが、上記 (a)(b)(c)(d) に基づいて認証状態が検証可能である供給者から受け取った原材料・製品を元の包装状態のまま次に受け渡す供給者。この場合、製品上の認証情報には元の認証材の供給者の身元と認証状況が含まれなければならない。

注意書 : 認定と PEFC の公示を受けた認証機関に対する PEFC 評議会の要求事項は、PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 6 に定められる。認定を受けた認証書には認定機関に関する認定マークが記載されなければならない。

### 中立原材料 ( V n ) :

非林産品 (非木製) 原材料で林産品によって代替されないもの (例 : 化粧品や薬な

どにエッセンシャルでない材料として使われる原材料)

**その他の原材料 (Vo):**

上記の「認証原材料」でも「中立原材料」でもない原材料。

### **非木製原材料の定義**

木製原材料以外の原材料または中間製品で森林から産出されるもの (本規格の 1 . 3 . 1 6 項)

この定義は下記を対象としない。

- (a) 森林関連のサービス (例: 観光、スポーツなど)
- (b) 由来が特定の森林資産に結びつかない有形または無形の製品・原材料 (動物、鳥およびそれらの製品、空気、水など)